



第**4**部 資料編

子育てお役立ち情報

こどもへの虐待ってどんなこと？

こどもへの虐待について

「児童虐待」という言葉からは、普段の生活とはかけ離れた、身勝手な怖い親がするものというイメージを持たれるかもしれませんが。

しかし、虐待と一言で表現してもその内容は様々で、虐待が生じる背景も複雑な要素が絡みあっている場合もあります。

親も子どもとの関係に悩んでいたり、相談する場所もなく、余裕をなくし解決の糸口が見えない中で、悪循環を起こしてしまっている場合もあるでしょう。

虐待は、心身に傷を与え、健全な人格形成を阻害する、子どもへの重大な権利侵害です。ただし、親を責めるだけではうまく解決しません。悪循環を起こし深刻化する前に、早期発見によって解決につながる可能性があるのです。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、児童相談所等に通告することが義務づけられています。

⇒通告・相談機関 一覧表 (P. 56)



虐待の定義

●身体的虐待

「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」

打撲傷、あざ、骨折、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。

首を絞める、殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外にしめだすなどの行為。子どもを意図的に病気にさせる、など。

●性的虐待

「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」

子どもへの性交、子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体などにする、など。

●ネグレクト

「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」

重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、子どもの意思に反して学校等に登校させない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。

●心理的虐待

「児童に著しい暴言又は著しく拒否的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

ことばによる脅かし、子どもを無視したり拒否的な態度を示すこと、子どもの心を傷つけることを繰り返す、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする、配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言、子どものきょうだいに身体的・性的・ネグレクト・心理的虐待を行う、など。

虐待に早く気がつくためには

虐待に早く気がつくためには

気になるお子さんや心配なご家庭はありませんか？

虐待は家庭内で起こるため、発見されにくい場合もありますが、子どもや親からは以下のような様子が見られることがあります。子どもや親から出されたサインを受け止めて、よく様子を見守ってください。

●子どもの様子

- ・ 不自然に保護者に密着している
- ・ 保護者を怖がっている
- ・ 緊張が高い
- ・ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ・ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ・ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響がみられる
- ・ 言動が乱暴 …など



●親の様子

- ・ 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ・ 「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ・ 子どもの養育に関して拒否的・無関心
- ・ 子どもが泣いてもあやさない
- ・ 絶え間なく子どもを叱る・罵る …など



虐待が生じる背景には、様々な要因が絡み合っています。

1 保護者側のリスク要因

- ・ 望まない妊娠、若年の妊娠
- ・ マタニティーブルーズや産後うつ等精神的に不安定な状況
- ・ 性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障がい
- ・ 精神障がい、知的障がい、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等
- ・ 保護者の被虐待経験
- ・ 育児に対する不安、育児の知識や技術の不足
- ・ 体罰容認などの暴力への親和性
- ・ 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 …など



2 子ども側のリスク要因

- ・乳児期の子ども
- ・未熟児、障がい児、多胎児
- ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども …など



3 養育環境のリスク要因

- ・経済的に不安定な家庭
- ・親族や地域社会から孤立した家庭
- ・未婚を含むひとり親家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- ・子連れの再婚家庭
- ・転居を繰り返す家庭
- ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- ・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 …など



4 その他虐待のリスクが高いと想定される場合

- ・妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診
- ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩
- ・きょうだいへの虐待歴
- ・関係機関からの支援の拒否 …など



通告（相談）に関するQ&A～こんな場合どうしたらいいの～

実際に、心配な状況に遭遇した時に、どのような点に注意し、どう対処したらよいかを例にしてみました。

Q1

近所の部屋から、毎晩子どもの泣き声やドスンというすごい物音が聞こえます。

A

叱られたり、泣いているだけでは虐待とは言えませんが、「普通とは違う」泣き声や助けを求める内容の音が聞こえる場合は、24時間受付可能な大阪市児童虐待ホット0120-01-7285（まずは一報なにわっ子）または区保健福祉センター子育て支援室やこども相談センターへ連絡してください。



Q2

しばらく、子どもの姿を見ていない家庭があります。保護者は時々見かけます。数週間前に子どもを見たときには、元気がなかった気がするのと近所の人が言っていたので心配です。

A

気になる場合は、24時間受付可能な大阪市児童虐待ホットライン0120-01-7285（まずは一報なにわっ子）または区保健福祉センター子育て支援室やこども相談センターへ連絡してください。調査により子どもさんの安全を確認し、保護者の相談に対応します。

Q3

近所のご家族について、通告するかどうか迷っています。その家庭は、近隣とのトラブルも多く、自分が通告したことが知られて責められないかととても不安です。

A

通告を受けた機関は、通告した方の氏名や住所など個人の特定につながる情報を漏らしてはならないと法律で定められており、通告した方の秘密は守られます。匿名でもかまいません。安心して連絡してください。



Q4

通告（連絡・相談）するときにはどんな情報が必要ですか。

A

通告（連絡・相談）するときの5つのポイント（わかる範囲でかまいません）

1 子どもについて

名前、年齢、住所、性別、所属（学校、幼稚園、保育所など）

2 家族について

保護者やきょうだいの名前、年齢、所属

3 虐待の状況

日時、場所、回数、実際に見たり聞いたりした状況

4 現在の状況

子どもがいる場所、子どもや保護者の様子、子どもは安全か

5 これまでの状況

これまでも同じような状況があったか、普段の子どもや保護者はどのような人物か



通告・相談機関 一覧表



○あなたのまわりに「虐待を受けたと思われるこども」がいたら・・・すぐに下記の機関・施設等に連絡（通告）してください。通告は子どもを守るためのものです。

通告した人が特定されないように、秘密は守られます。

○虐待を受けている時、子育てに不安を持っている時、そんなとき、ひとりで悩まず、相談してください。

通告・相談機関 一覧表				
通告・相談窓口	連絡先	時間	内容	
こども相談センター	中央こども相談センター 〔担当区域：此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、住之江区、西成区〕	電話：06-4301-3100 FAX：06-6944-2060	月～金 9時～17時30分	大阪市内に住む18歳未満のお子さんについてご相談ください。お子さん本人からの相談もお受けします。
	北部こども相談センター 〔担当区域：北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区〕	電話：06-6195-4114 FAX：06-6195-2314		
	南部こども相談センター 〔担当区域：阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区〕	電話：06-6718-5050 FAX：06-6797-1511		
児童虐待ホットライン	児童虐待専用電話 0120-01-7285	24時間（年中無休）	児童虐待に関する通告や相談を24時間フリーダイヤルで受け付けします。	
児童虐待メール相談	大阪市こども青少年局ホームページから児童虐待メール相談をクリック。 ただし、緊急の場合は児童虐待ホットラインへ電話で相談してください。（0120-01-7285）			
各区保健福祉センター	各区の保健福祉センター 保健福祉業務担当	月～金 9時～17時30分 土曜・日曜・祝日・ 年末年始は休み	児童虐待に関する相談や情報の提供も受け付けています。	
子どもの虐待ホットライン （児童虐待防止協会）	電話：06-6646-0088	月～金 11時～16時 土曜・日曜・祝日・ 年末年始・8月13日～15日は休み	児童虐待の予防と早期発見のための相談に応じています。	
民生委員・児童委員・ 主任児童委員	生活上のことや子どものこと、その他福祉に関する相談をお受けします。 各区の保健福祉センター民生委員・児童委員業務担当又は子育て支援室にお問合せください。			

その他の相談機関 一覧表

いじめ・不登校および学校生活全般の相談窓口 一覧表			
相談窓口	連絡先	時間	内容
いじめ SOS	メール： gaibutsuuhou@yodo-law.com FAX：06-6223-5170	24 時間	いじめや友達関係、学校生活など。 (子ども、保護者、いじめに気付いた第三者が対象)
24 時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間	いじめなど。 (大阪市内に住む 18 歳以下の子どもとその保護者等が対象)
大阪市子ども相談センター	電話 子ども専用：06-4301-3140 保護者専用：06-4301-3141	月～金（9 時～19 時） 祝日・年末年始は除く	不登校やいじめ等、子どもの教育に関する問題。 (大阪市内に住む 18 歳以下の子どもとその保護者等が対象)
	メール  上のメール教育相談のアイコンをクリックすると、「大阪市政オンラインシステム」のメール教育相談・入カフオームに入ることができます。	24 時間 ※相談の返答は 1 回のみで原則として一般的な助言や情報提供になります。相談の返答には、5 日程度（土日祝、年末年始を除く）要します。	不登校、いじめなど。 (大阪市内に住む 18 歳以下の子どもとその保護者等が対象)
	面談 申込先：06-4301-3181	月～金（9 時～17 時 30 分） 祝日・年末年始は除く	保護者の方の相談。 相談は予約制。
大阪法務局 子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金（8 時 30 分～17 時 15 分） 祝日・年末年始は除く	子どもとその保護者。
大阪弁護士会 子どもの人権 110 番！	06-6364-6251	水（15 時～17 時） 第 2 木（18 時～20 時） 祝日・年末年始は除く	子どもとその保護者。
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日（16 時～21 時） 祝日・年末年始は除く	子ども専用の相談窓口。
子ども情報研究センター 子ども家庭相談室	保護者：06-4394-8754 子ども：0120-928-704	月・火・木（10 時～20 時） 祝日は除く	

体罰・セクシュアルハラスメント等の相談窓口 一覧表				
種類	相談窓口	連絡先	時間	内容
体罰等の相談・通報	内部通報窓口（教育委員会事務局）	メール： lken-jyuhou@city.osaka.lg.jp FAX：06-6202-7055	24 時間	学校で起こった体罰・暴力行為・セクハラ等の相談。
	外部通報窓口（いじめ SOS）	メール： gaibutsuuhou@yodo-law.com FAX：06-6223-5170		
セクシュアルハラスメントの相談		メール： sekuharasoudan@city.osaka.lg.jp	24 時間	

犯罪被害者等支援のための相談窓口			
相談窓口	連絡先	時間	内容
大阪市民政局ダイバーシティ推進室 人権企画課	電話：06-6208-7489 FAX：06-6202-7073	月～金（9 時～17 時 30 分） 土曜・日曜・祝日・年末年始は除く	状況に応じた各種支援事業のご案内や関係機関のご紹介。